

珪藻土を含む製品の輸入に関わる 簡易フローチャート

珪藻土を含むおそれのある製品の輸入手続きで
お悩みの方に簡易フローチャートで、
3つのポイントをご紹介します。
ご検討の際にぜひお役立てください。



Q1

海外で生産した珪藻土製品を輸入しようと思ったらどうすればいいの？

輸入したい製品にアスベストが規制値を超えて含まれていないか
分析機関で調べて、必要な書類を作成してもらう必要があります。

✓ 珪藻土製品の
アスベスト分析について
詳しくは次ページ **1** へ

✓ 珪藻土製品を輸入する際に
必要な書類について
詳しくは次ページ **2** へ

Q2

アスベストが規制値を超えていた (0.1重量%を超えて含有) どうすればいいの？

労働基準監督署に、輸入しようとしていた製品はアスベストが規制値を
超えて含有していたことを『遅滞なく』報告するよう努めてください。

✓ アスベストが含有していた
場合の対処について
詳しくは次ページ **3** へ

Q3

アスベストは不含有（規制値以下）であった どうすればいいの？

輸入に問題ありません。所定の輸入通関手続きを行い
下記の書類を製品の輸入日から3年間保存してください。

- ①厚生労働省既定のアスベスト分析報告書
- ②分析者の資格証の写し

デイラボなら
1DAYで
分析報告書
をご提出！

ポイント

1

珪藻土製品の アスベスト分析について

✓ アスベストの分析を行う必要がある
珪藻土製品とはどのようなものが当てはまるの？

珪藻土を使用しているすべての製品が対象で
あると考えた方が安全です！

厚生労働省は『珪藻土を主たる材料とするバスマット、コップ受け、
なべ敷き、盆その他これらに類する板状の製品』と規定しております。

しかしながら、分析対象ではないと認識して輸入を行った商品が
後々含有であることが判明した場合、商品回収のリスクが発生する
可能性があります。

そのため、弊社としては上記の通り『珪藻土を使用しているすべ
ての製品』を対象とする方がよりベターであると考えております。

✓ 製品を分析する頻度や回数って
決まっているの？

生産ロットごとに分析を
行う必要があります！

※ロットを構成しない製品については、輸入しようとする製品が対象
となります。

✓ どんな方法で
アスベスト分析をおこなうの？

JIS法で規定されている分析方法 JIS A 1481-1 を
ご提案させていただいております！

アスベストの分析方法には大きく分けて『定性分析（規制値以
上あるなしの判定）』と『定量分析（アスベストがどれくらい含ま
れるか）』の2種類があり、弊社では珪藻土製品向けにそれぞれ『定
性分析：JIS A 1481-1』『定量分析：JIS A 1481-4』をご提案
しております。

弊社としましては国際標準規格（ISO22262-1）に基づく『定性
分析：JIS A 1481-1』をお勧めさせていただきます。

✓ 分析する製品は、破砕など行い
小さくした試料で送る必要があるの？

製品パッケージそのままでご配送ください。
（直接お持ち込みも可）

ポイント

2

珪藻土製品を輸入する際に 必要な書類について

✓ 珪藻土製品を輸入する際に必要な書類って？

- ①厚生労働省既定のアスベスト分析報告書
- ②分析者の資格証の写し

2種類の書類が必要です！

※厚生労働省既定のアスベスト分析報告書を作成するにあたって、
分析費用とは別途納期と費用が発生いたします。

✓ 必要書類の作成・アスベスト分析は
どこにお願いすればいいの？

厚生労働省が許可する
アスベストの分析資格者が行う必要があります！

デイラボでは下記の通り、厚生労働省が許可するアスベストの分析
資格者が分析を行います。

- 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評 価事業」
により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技 術者又は定性分析
に係る合格者
- 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト
定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法
委員会認定 JEMCA インストラクター」

ポイント

3

アスベストが含有して いた場合の対処について

✓ 製品の分析結果が
アスベスト含有だった場合、どうすればいいの？

所轄労働基準監督署長に
下記の内容を
『遅滞なく』報告するよう努めてください。

- ①製品の名称及び型式
- ②製造した者の氏名又は名称
- ③製造し、又は輸入した製品の数量
- ④譲渡し、又は提供した製品の数量及び譲渡先
又は提供先
- ⑤製品の使用に伴う健康障害の発生及び拡大を防
止するために行う措置

※当該製品を販売の用に供し、又は営業上使用する場合に限
ります。

※当該製品を譲渡し、又は提供していない場合、④の報告は
不要です。

※労働基準監督署の所在地・連絡先は、都道府県労働局の
HPに掲載しています。

デイラボ【お問い合わせ先】

〒136-0071 東京都江東区亀戸2-3-6

☎ 03-3684-6110

[9:00~17:00] ※土曜・日曜・祝日・弊社指定の休業日
(冬季)を除く月曜日から金曜日

デイラボ【ホームページ】

デイラボの最新ニュース、依頼方法、Q&A・採取方法（動画）などの情報がご覧になれます。

<https://daylab.co.jp/>

デイラボ

🔍 検索

■よくある質問“Q&A”を開設

採取動画については、「よくあるご質問」▶「検体
(試料)の採取について」をご覧ください。



2023.10